



## 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

バリアフリーという言葉からは、高齢者や障害者を連想します。その根底にあるのは、「生命に対する尊厳」、「すべての人が助け合いながら、共に生きていくべきである」という考え方です。

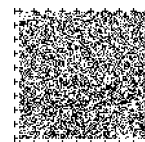
これまで、障害のある人も、また幼い子どもから高齢者まで、すべての人が自由に安心して行動できる社会をつくり、すべての人が等しく行政サービスを楽しむことを目指し、バリアフリー推進計画の基本理念を「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」とし、市民一人ひとりが互いを尊重し合い、ハードとソフトの両面から社会に存在する障壁（バリア）を取り払う取組を進めてきました。

少子高齢社会が更に進行する中で、高齢者、障害者、子育て世代等、多様な市民の社会参加の機会を保障し、ユニバーサルデザインの理念に基づく社会資本の整備が必要かつ重要となってきています。

その中で、すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びこのための環境の整備を目指し、これまでの基本理念を本計画においても引き継ぎ継承し、バリアフリー等推進の目標としていきます。

#### 【基本理念】

『市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち』



## || 2 計画の基本目標

基本理念が示す「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」づくりを実現するための基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な推進を図ります。

### 基本目標 1 施設等のバリアフリー

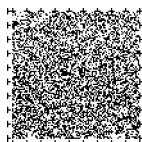
市民のだれもが不自由なく生活できるよう、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、民間施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

### 基本目標 2 心のバリアフリー

福祉への関心や理解を深めることで、すべての人の人権を尊重し、市民が互いを理解し、すべての市民が安心して社会と関わることができるまちを目指します。

### 基本目標 3 情報のバリアフリー

市民のだれもが発信する情報を適切に受け取れるよう、特に情報を得ることが困難な市民のために、情報提供手段に配慮した取組を進めます。



## 3 バリアフリーの推進における考え

### (1) 合理的配慮について

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切であり、その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

本計画においても、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現に向けて、必要かつ合理的な配慮が提供されることを基本的な考えとしていきます。

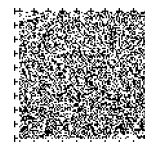
#### 対象となる「障害者」とは？

ここでいう「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

#### 対象となる「事業者」とは？

ここでいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



## (2) バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、障壁（バリア）を除去するという意味であり、生活上の困難を抱える障害者や高齢者等を対象に、その人にとっての物理的あるいは社会的、制度的、心理的なバリアを除去しようという考え方です。

これに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、国籍、性別にかかわらず、様々な人が気持ちよく使えるように、できる限りはじめからバリアのないデザインにしようという考え方です。

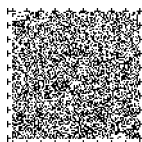
バリアフリーとユニバーサルデザインは、ハード整備とソフト事業の2種類に分けられます。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、構造物等を整備することを指し、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われています。

物や施設などのハード面のバリアフリー・ユニバーサルデザインが整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのバリアフリー・ユニバーサルデザインにはなりません。

本計画においては、バリアフリーとユニバーサルデザインを次のとおり整理します。

	種 類	内 容	対 象 者
ハード 整備	バリアフリー	障害者や高齢者の使いやすいよう施設等を整備する。	障害者や高齢者等
	ユニバーサル デザイン	できる限りはじめ（設計段階）から、様々な人が使いやすいようにデザインする。	すべての人
ソフト 事業	心のバリアフ リー・ユニバー サルデザイン	心のやさしさや思いやりにより、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	すべての人
	情報のバリ アフリー	情報手段に特化して配慮し、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	

バリアフリーとユニバーサルデザインを推進するには、ハード面においてもソフト面においても、行政や事業者、市民がそれぞれの役割を認識し、基本理念が示す「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」の実現を目指すことが重要です。



### (3) 行政の役割

#### 施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザイン

##### ① 施設の新設

道路、公園、建築物等個々の公共施設については、すべての市民が支障なく利用できるよう、設計の段階からユニバーサルデザインの徹底を図ります。

##### ② 既存施設の整備

###### a) 市民の利用に支障のある既存施設

市民の利用に支障をきたす既存施設については、その解消を図るため、施設の改良に努めます。

###### b) 施設の改築時等におけるバリアフリー

施設の改築、改良、改修の際には、バリアフリー化に努めます。

###### c) 簡易な工事等

施設の段差解消、手すりの設置、トイレの改良等の簡易な工事については、速やかにその対応を図ります。

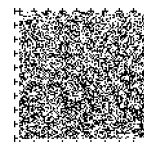
##### ③ 連続性のあるバリアフリールート確保

市民の多くが利用する公共施設や公園等については、その周辺の道路、公共交通施設等を結ぶルートでのバリアフリー整備とその連続性の確保に努めます。

このため、建築物や公園等の整備の際には、周辺道路等の整備など地域一体の整備に配慮します。

##### ④ 施設の整備基準

市の施設の新設、改築、改良、改修の際には、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」、その他関連法令に基づく整備基準を準用かつ遵守するとともに、整備対象となる施設の種類や用途、当該施設の状況に配慮した設計に努めます。



## 心のバリアフリー・ユニバーサルデザイン

市民の一人ひとりが互いを尊重し、ルールやマナーを守りながらすべての人が自由に行動し、かつ、活動できるよう、学校教育や生涯学習、また、各部署における施策や事業を実施する中で、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

## 情報のバリアフリー

市の情報等を確実、かつ、適切に市民へ提供できるよう、高齢者や障害のある人等に配慮した情報提供手段の充実に努めます。

また、災害時においては、地域住民や関係機関と連携・協力し、速やかに情報を提供できるよう、体制の整備を図ります。

## (4) 事業者の役割

### 施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底

不特定多数の市民が利用する民間施設については、市民が利用し、または移動する際の支障とならないよう、施設のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底に努めることが求められます。

また、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」など、施設整備関連の規制法令等の遵守が期待されています。

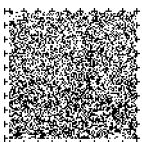
### 看板、商品その他物品の撤去

道路上に看板、商品その他物品が置かれている場合は、市民が移動する際の支障となるばかりか、交通安全の面からも危険なため、ただちに撤去することが求められます。

### 高齢者や障害のある人等への配慮

施設の整備のほか、高齢者や障害のある人等が円滑にサービスを受け、または買い物などができるよう、案内板、看板、商品価格、サービス料等のわかりやすい表示に

努めるなど、市民が利用しやすい事業所、店舗等を目指した環境づくりへの配慮が期待されています。



## (5) 市民の役割

### 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### ① 人権啓発の取組

地域での活動、市民活動等を通じて、一人ひとりの個性や特性を尊重できるよう、明るい地域社会の実現が求められます。

#### ② 思いやりと配慮

市民が外出した際に、高齢者や障害のある人等が困っている様子が見受けられる場合は、声をかけるなど、状況に応じた思いやりと配慮のある対応について求められます。

また、地域の高齢者や障害のある人への日常における支援や、地域の行事等への参加の配慮が期待されています。

### ルールとマナーの遵守

#### ① 放置自転車等の根絶

道路上への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならない配慮が求められます。

#### ② 自動車の駐車、停車及び運転マナー

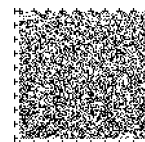
歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、「道路交通法」(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めることが求められます。

#### ③ 樹木、植栽等の剪定

歩行者の安全を図るため、樹木の枝や植栽などが宅地から道路側に出ないように、適切な樹木、植栽等の管理について配慮することが求められます。

### 情報の伝達

市の情報等には、災害情報など緊急を要するものや日常生活に直接関係する情報もあります。このため、市民にも、災害時や日常生活において、近隣の高齢者世帯、障害者世帯への情報提供の協力が求められます。



## 4 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 分野 〕

